

団体貸出（読書普及活動用図書）の利用案内

1. 利用可能図書館

佐倉図書館、佐倉南図書館

2. 利用条件（下記項目を全て満たす団体）

- ① 団体の構成員が3名以上であり、うち2名は佐倉市内に在住、在勤、在学であること
- ② 佐倉市内の幼稚園、保育園、学童保育所、小学校、中学校、社会教育施設での読み聞かせ・ブックトーク等、子どもへの読書普及支援活動を目的とした活動のための貸出であること。または、所管の所属長の副申を添え、利用する図書館長が認めた活動のための貸出であること
- ③ 定期的（年3回以上）に上記②の活動を行うこと
- ④ 下記項目に該当しないこと
 - ・ 料金の徴収または宣伝活動、営利目的等の利用
 - ・ 公共性が認められない私的利用
 - ・ 団体活動の目的外利用
 - ・ 佐倉市立図書館の運営に支障が生じると、利用する図書館長が認めた場合

3. 団体登録

「団体貸出登録申込書」及び「読書普及活動の年次計画書」を、佐倉図書館または佐倉南図書館に提出

※提出方法はメールまたはFAX

4. 利用方法

① 貸出・返却時間

火曜から金曜の平日の開館日の17時00分まで（貸出等の作業時間も含む）

② 申込・受取

（原則）

I. 利用日の1週間前までに、「団体貸出予約申込書」を、利用する図書館に提出

※提出方法はメールまたはFAX

II. 予約時間に来館し、図書館の事務室にて図書を受け取る

※カウンターでの貸出は行わない

（例外）

貸出を希望する図書を直接図書館の事務室に持ち込む場合に限り、申し込み日に図書を受け取ることができる（当日対応ができない場合もあります。）

③ 返却

返却予定日までに、利用する図書館の事務室に返却

※カウンターでの返却は行わない

④ 年度報告

読書普及活動終了後、年次報告書を佐倉図書館に提出

5. 貸出資料について

- ・佐倉図書館・佐倉南図書館・移動図書館が所蔵する図書及び紙芝居のうち、在架資料のみ
- ・貸出冊数の上限は30冊、貸出期間は4週間（予約がない本は2週間延長可）
- ・貸出は1タイトル1冊まで
- ・大型絵本は1冊まで
- ・新刊書（受入日から3か月以内）の貸出は不可

6. 注意事項

- ・汚破損、紛失等のないようご注意ください
- ・汚破損、紛失があった場合は、現品または相当の代価をもって弁償していただく場合があります
- ・汚破損等をした場合はテープ等で修理をせず、すみやかに担当の図書館までご連絡ください。また、汚破損箇所には、紙を挟むなどして、付箋などのりやテープによる貼り付けはしないでください
- ・ご希望の図書を用意できない、または用意するのに時間をいただく場合がございますので、余裕を持ってお申込みください
- ・貸出カードはお渡しせず、図書館で管理いたします

7. 問い合わせ・申込先

佐倉図書館

TEL：485-0106 FAX：485-2321 Mail：sakura-lib@city.sakura.lg.jp

佐倉南図書館

TEL：483-3000 FAX：481-2030 Mail：sakuraminami-lib@city.sakura.lg.jp